

## マンション防災計画等の策定支援に関する要綱

平成 26 年 8 月 7 日 1 発第 142 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、千代田区内のマンションでの防災対策を推進するため、マンション防災計画及び震災マニュアル（以下「防災計画等」という。）の策定に対し、公益財団法人まちみらい千代田（以下「まちみらい千代田」という。）が行う支援に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲マンション 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）に定める区分所有の対象建物で居住用のものをいう。
- (2) 賃貸マンション 構造上区分され各部分が独立して居住の目的で賃貸される建物をいう。ただし、公営住宅、公社住宅その他の公的住宅並びに社宅及び社員寮の用に供するものを除く。
- (3) 居住者等 マンションの居住者及び店舗、事務所等の入居者をいう。
- (4) 管理組合等 マンションの管理又は経営を行う者で、次に掲げるものをいう。
  - ア 分譲マンションにあつては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条に規定する管理組合（以下「管理組合」という。）
  - イ 賃貸マンションにあつては、経営する個人又は法人（以下「賃貸マンション所有者」という。）
- (5) マンション防災計画 分譲マンションの管理組合が自助及び協力の防災対策を理解し、かつ災害時に地域と連携しながら災害に対応するために必要な事項を定めた計画をいう。
- (6) 震災マニュアル 賃貸マンションの居住者等が自助及び協力の防災対策を理解し、かつ災害時に地域と連携しながら災害に対応できるように、必要な事項を定めたマニュアルをいう。

### (防災計画等)

第 3 条 管理組合及び賃貸マンション所有者は、地域との連携を踏まえながら、防災計画等を策定するものとする。

2 前項の防災計画等には、次の事項を規定するものとする。

- (1) マンションの概要
- (2) 居住者等の役割
- (3) 居住者等及び要援護者の安否確認
- (4) 避難所への避難

- (5) エレベーター内閉じ込め対策
- (6) 防災用資機材の確保・保管
- (7) 居住者数の備蓄食料の確保・保管
- (8) マンション内防災訓練
- (9) 地域及び避難所防災訓練への参加
- (10) 地域との連携・協力体制
- (11) その他特に必要な事項

(自助)

第4条 管理組合等は、災害時に居住者等が自らの生命・財産を守るために必要な自助の防災対策を防災計画等に明記し、居住者等に周知するものとする。

- 2 居住者等は、防災計画等における自助の防災対策を十分理解し、災害時において防災活動を行うものとする。

(協助)

第5条 管理組合等は、災害時に居住者等と地域が協力して防災活動を行うために必要な協助の防災対策を防災計画等に明記し、居住者に周知するものとする。

- 2 居住者等は防災計画等における協助の防災対策を十分理解し、災害時に協力して防災活動を行うものとする。
- 3 居住者等は、協助を円滑に実現するために、マンション及び地域、避難所等の防災訓練、地域の行事等に積極的に参加し、常にマンション内や地域のコミュニティを形成する一員として連携を強化するものとする。

(備蓄物資購入助成等申請)

第6条 管理組合等が防災計画等を策定したときは、マンションの災害用備蓄物資購入助成要綱（平成26年8月7日1発第142号）、エレベーター非常用備蓄キャビネット配付要綱（平成26年8月7日1発第142号）及びマンションAED設置要綱（平成26年8月7日1発第142号）に規定する要件のひとつを満たしたものであることができる。

(マンション防災アドバイザーの派遣)

第7条 まちみらい千代田は、管理組合等が防災計画等の策定を予定し、支援が必要と判断した場合には、マンション防災アドバイザー（以下「防災アドバイザー」という。）を派遣し、支援するものとする。

- 2 防災アドバイザーの支援業務は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 防災計画等の策定に関する助言
- (2) マンションの防災対策に関する助言

- 3 防災アドバイザーは、まちづくりアドバイザーでマンション管理士の資格を有する者

のうち、防災に識見を有する者をもって充てる。

- 4 管理組合等が防災アドバイザーの派遣を依頼する場合は、マンション防災アドバイザー派遣申請書（第1号様式）により公益財団法人まちみらい千代田理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。
- 5 理事長は、前項の派遣申請書が提出された場合、管理組合等と派遣日時・場所等を協議し、防災アドバイザーの派遣を決定するものとする。その場合、マンション防災アドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）を管理組合等へ通知し、防災アドバイザーには、マンション防災アドバイザー派遣依頼書（第3号様式）を送付するものとする。
- 6 管理組合等は、派遣実施の都度、マンション防災アドバイザー派遣結果報告書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 7 防災アドバイザーは、管理組合等で防災計画等の支援業務等を実施した場合は、遅滞なくその内容を記したマンション防災アドバイザー派遣報告書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 8 前項の報告書を完了した場合、防災アドバイザーは、マンション防災アドバイザー報償費請求書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 9 理事長は、前項による請求があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、請求者に速やかに支払うものとする。

#### （派遣費用）

第8条 前条に定める防災アドバイザー派遣に要する費用は、まちみらい千代田が当該アドバイザーからの請求に基づき支払うものとし、1人1回につき1万5,000円（2時間以内）とする。ただし、防災アドバイザーの派遣人数は1回につき2人までとする。

#### （派遣回数）

第9条 本要綱に基づき防災アドバイザーを派遣する回数は、原則として同一マンションに対し、防災計画等を策定し初回の防災訓練が実施されるまでの間に10回を限度とする。ただし、理事長が必要と認めるときはこの限りではない。

2 派遣の期間は、原則として2年を限度とする。

#### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行する。